

平成30年度宇都宮市学校教育問題対策専門委員会 会議次第

日時：平成31（2019）年1月21日（月）

午前10時00分～11時30分

場所：市役所13階 教育委員室

- 1 開 会
- 2 教育委員会あいさつ
- 3 専門委員会委員、事務局紹介
- 4 本会議の一部非公開について【資料1】
- 5 議 事
 - (1) 会長の選出【資料2】
 - (2) 報告事項
 - 平成29年度 いじめの状況について【資料3】
 - (3) 協議事項
 - 事案の検証と対応について【資料4】
- 6 事務連絡
- 7 閉 会

【配布資料】

- ・ 附属機関等の会議の公開に関する要領..... 【資料1】
- ・ 宇都宮市学校教育問題対策専門委員会について..... 【参考資料】
- ・ 宇都宮市学校教育問題対策専門委員会規則..... 【資料2】
- ・ 平成29年度 いじめの状況について（宇都宮市）..... 【資料3】
- ・ 事案の検証と対応について..... 【資料4】

平成30年度宇都宮市学校教育問題対策専門委員会 委員一覧

	所 属	氏 名	摘 要
1	石神法律事務所 栃木県弁護士会	石神 知也	弁 護 士
2	宇都宮東口ストレスクリニック院長 宇都宮市医師会	朝信 泰昌	精 神 科 医
3	宇都宮大学教職大学院教授	青柳 宏	大 学 教 授
4	栃木県臨床心理士会	土沢 薫	臨 床 心 理 士

[教育委員会事務局参加者一覧]

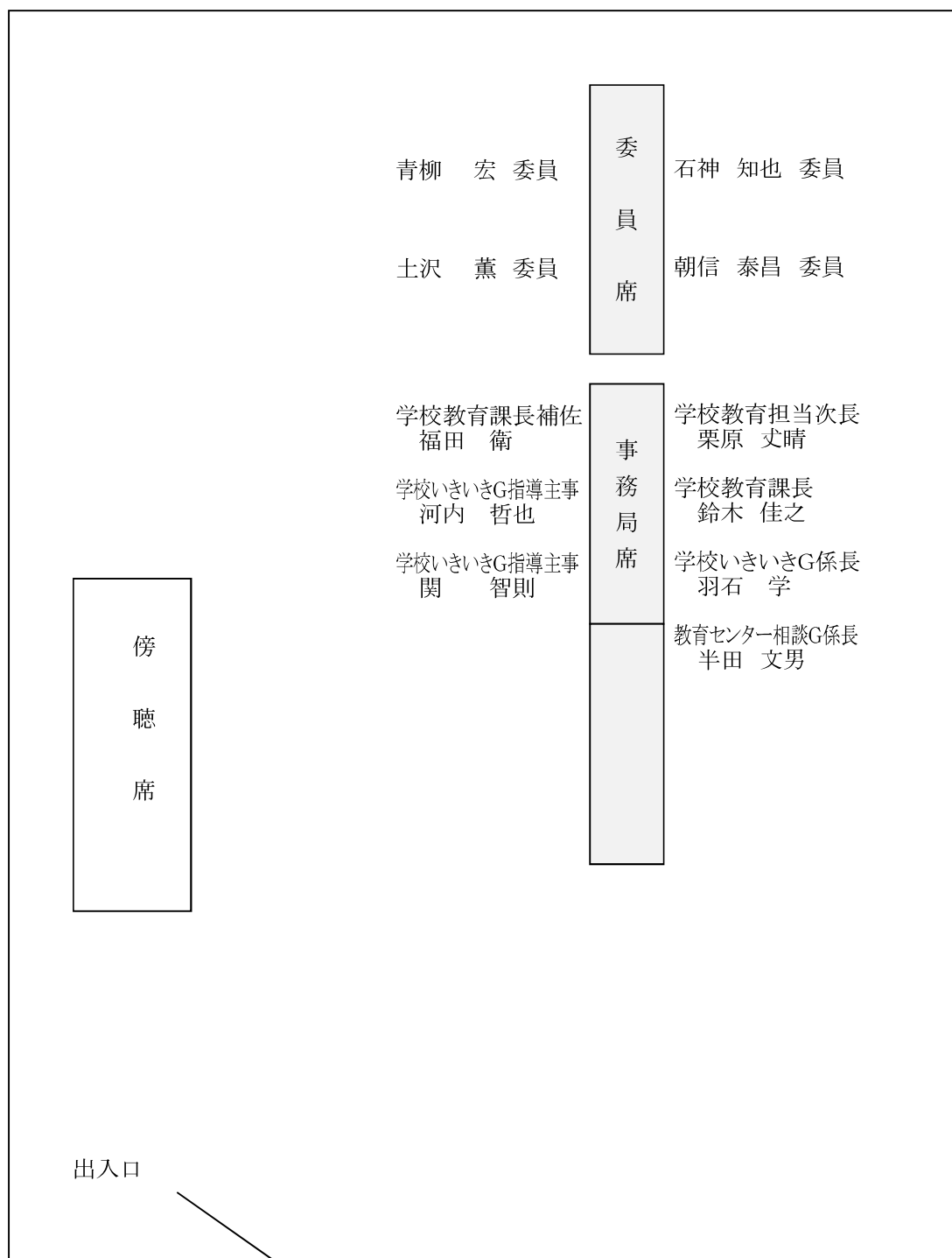
	職 名	氏 名
1	学校教育担当次長	栗原 丈晴
2	学校教育課長	鈴木 佳之
3	学校教育課長補佐	福田 衛
4	教育センター相談G係長	半田 文男
5	学校教育課学校いきいきG係長	羽石 学
6	学校教育課学校いきいきG指導主事	河内 哲也
7	学校教育課学校いきいきG指導主事	関 智則

平成30年度 宇都宮市学校教育問題対策専門委員会 席次

1 日時 平成31（2019）年1月21日（月）午前10時00分～11時30分

2 会場 市役所13階 教育委員室

3 席次



附属機関等の会議の公開に関する要領

1 目的

この要領は、市政に対する市民の理解と信頼を高めるため、附属機関等の会議の公開について必要な事項を定めることにより、その審議等の状況を市民に明らかにし、もって公正で開かれた市政を一層推進することを目的とする。

2 対象

この要領の対象は、すべての附属機関等（法律又は条例により設置される附属機関、規則・要綱により設置される懇談会をいう。以下同じ。）の会議について適用する。

3 附属機関等の会議の公開基準

附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により当該会議が非公開とされているとき。
- (2) **当該会議において、宇都宮市情報公開条例（平成12年条例第1号）第7条各号に定める非公開情報に該当する情報について審議等を行うとき。**
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

4 公開・非公開の決定

- (1) 附属機関等の会議の公開又は非公開は、前記3に定める附属機関等の会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等がその会議等において決定するものとする。
- (2) 附属機関等は、全部又は一部の会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。
- (3) 市長は、附属機関等が会議を公開するかどうかについて、公開基準に沿って適切に対応することができるよう、必要な調整を行うものとする。

5 公開の方法

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 附属機関等が会議を公開する場合は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

6 会議開催の周知

附属機関等の事務を担当する課、室、所等（以下「担当課等」という。）は、会議の開催に当たっては、公開・非公開にかかわらず、当該会議開催日の2週間前までに、次の事項を記載した文書を本庁及び主要な出先機関並びに市のホームページに掲示するとともに、報道機関へ資料提供するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

ア 会議の名称 イ 開催日時 ウ 場所 エ 議題
オ 会議の公開又は非公開の別 カ 会議を非公開とする場合にあっては、その理由
キ 傍聴者の定員 ク 傍聴手続 ケ その他必要な事項

7 会議録の作成

附属機関等は、会議の公開・非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

8 会議録の閲覧

附属機関等は、公開した会議の議事録及び会議資料について、その写しを一般の閲覧に供するものとする。

9 報告書の作成及び公表

会議の公開に関する状況を把握するため、行政経営部行政経営課長は、年度終了後速やかに必要な調査を実施の上、報告書を作成し、公表しなければならない。

10 適用期日

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

.....

○宇都宮市情報公開条例第7条（抜粋）

- ・個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の利権利益を害するおそれがあるもの。

宇都宮市学校教育問題対策専門委員会について

1 目的

本市のいじめ、体罰、不当要求その他の学校教育における問題について、現状に基づく対策や今後の方向性について、専門的見地から協議を行うとともに、必要に応じて、いじめの重大事態に係る調査を行う。

2 構成員

(1) 委員（任期：2年）

区分	氏名	所属等
弁護士	いしがみ ともや 石神 知也	石神法律事務所 栃木県弁護士会（子どもの権利委員会）
医師	あきのぶ やすまさ 朝信 泰昌	宇都宮東口ストレスクリニック院長 宇都宮市医師会
大学教授	あおやぎ ひろし 青柳 宏	宇都宮大学教職大学院 教授
臨床心理士	つちさわ かずる 土沢 薫	栃木県臨床心理士会

(2) 臨時委員

- ・ 事案の特性に応じた学識経験者（重大事態発生時のみ）
※ 事務局：学校教育課学校いきいきG

3 開催時期

- (1) 定期会議 年1回
(2) 臨時会議 事案発生時

4 内容

(1) 定期会議

本市のいじめ、体罰等の現状に基づく対策や今後の方向性について報告し、効果的な推進について専門的見地から助言を受けるなどの意見交換を行う。

(2) 臨時会議

教育委員会からの要請を受け、いじめの重大事態に係る調査を行う。

【重大事態の定義】市いじめ防止基本方針第5章による

- ア いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
イ いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
ウ 上記に関わらず、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

宇都宮市教育委員会規則第 6 号

宇都宮市学校教育問題対策専門委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宇都宮市学校教育問題対策推進条例（平成 26 年条例第 26 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、宇都宮市学校教育問題対策専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 専門委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 専門委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 専門委員会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第 4 条 専門委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 専門委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

平成29年度 いじめの状況について（宇都宮市）

1 調査結果の概要

学校種	認知件数（件）	前年度比		千人あたりの 認知件数（件）	解消率（※）
		件数（件）	割合		
小学校	201	+ 11	+ 6%	7.2	73.6%
中学校	162	- 53	-25%	12.3	82.1%
全体	363	- 42	-10%	8.8	77.4%

- いじめの件数は、小学校では平成28年度から11件増加して201件、中学校では53件減少して162件、全体では42件減少して363件であった。
- いじめの解消率については、小学校で73.6%、中学校では82.1%であり、いじめの行為が止んでいる割合は小学校では99.5%、中学校では100%であった。

※ 解消率について

「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学省 平成29年3月14日改定）において、いじめが「解消している」状態について、以下の具体的な要件が示され、変更となった。

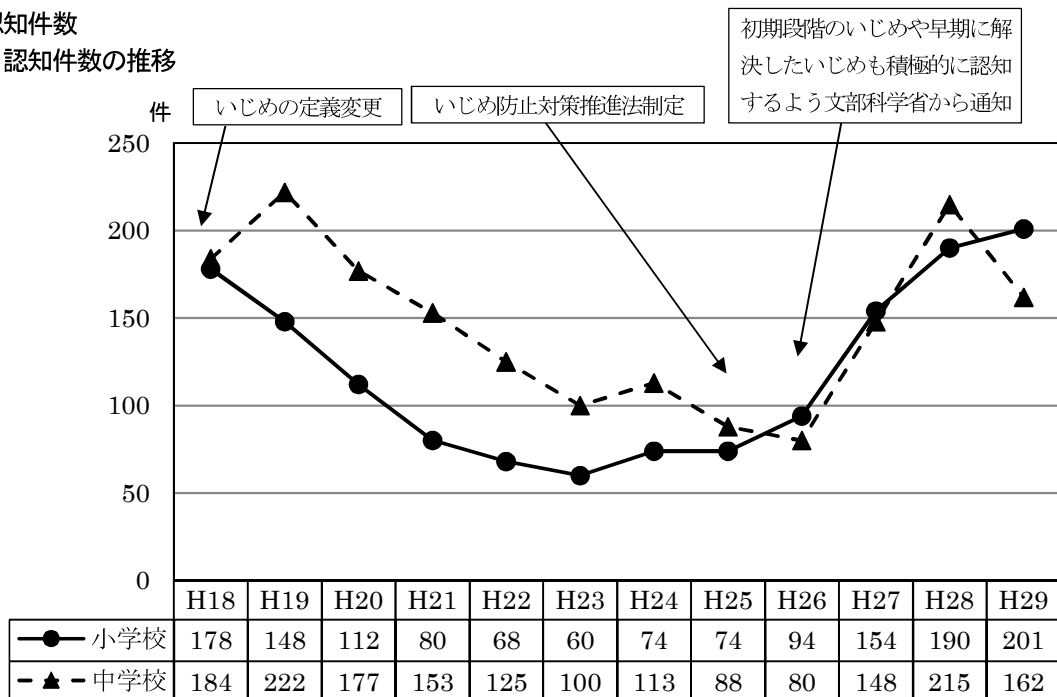
いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- いじめに係る行為が止んでいること
 - 被害者へのいじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ①を判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
 - 被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認すること。

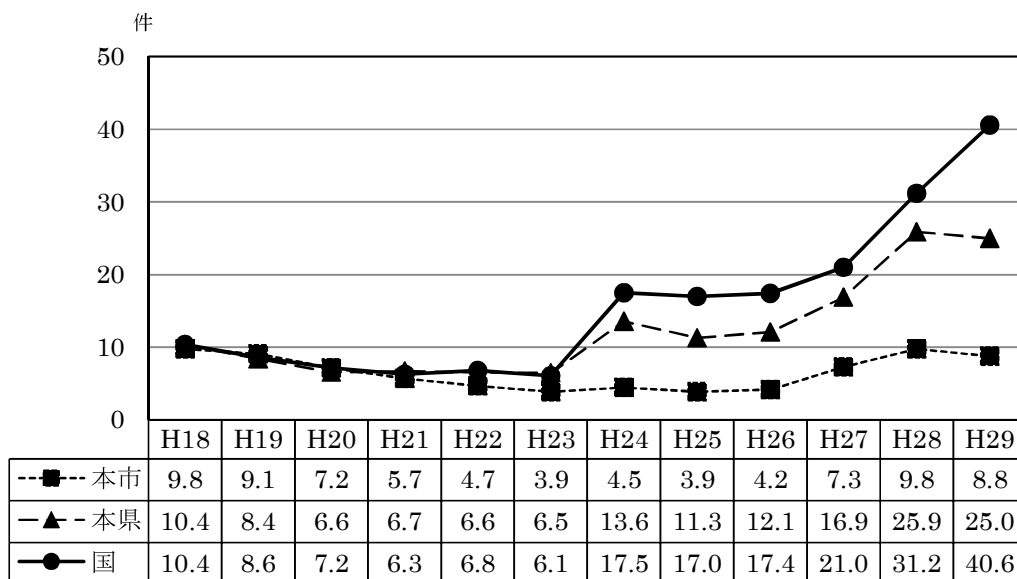
2 推移や傾向など

(1) 認知件数

ア 認知件数の推移



イ 千人あたりの認知件数の推移及び国・県との比較（小・中）



※ 国の値については、「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）より
 県の値については、「平成29年度栃木県問題行動等調査」（栃木県教育委員会）より

・ 認知件数は小学校では平成28年度から11件増加して201件、中学校では53件減少して162件、全体では42件減少して363件であった。

(2) 解消率の状況

ア 解消率

学校種	解消している	解消に向けて取組中			その他	全体
		経過観察中	支援中	指導中		
小学校	件数	148	43	9	1	201
	割合	73.6%	21.4%	4.5%	0.5%	100%
中学校	件数	133	25	4	0	162
	割合	82.1%	15.4%	2.5%	0%	100%
全体	件数	281	68	13	1	363
	割合	77.4%	18.7%	3.6%	0.3%	100%

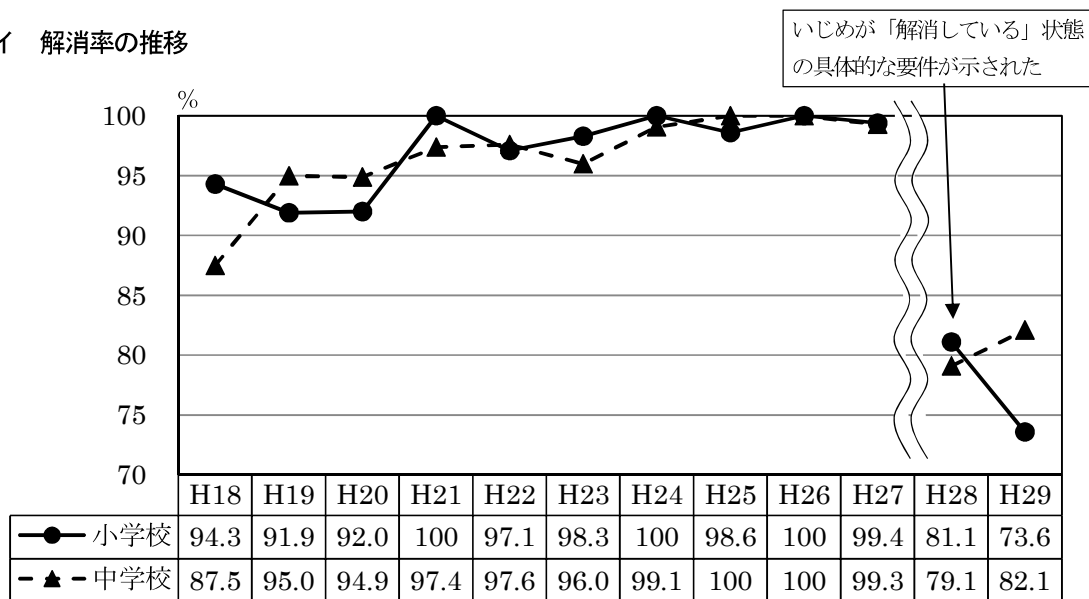
【解消している】 2(1)の「※ 解消率について」を参照

【解消に向けて取り組み中】 ※以下の「経過観察中」「支援中」「指導中」の3つの区分は本市独自

- ・経過観察中: いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないが、いじめに係る行為が止んでから相当の期間（少なくとも3か月を目安）を経過していない状態である。
- ・支援中: いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていたり、再発の心配があるため、被害児童生徒のケアや、再発防止に向けた具体的な支援を継続している状態である。
- ・指導中: いじめに係る行為が止んでいなかったり、関係する児童生徒への事実確認や指導、対応策の検討を行っているなど、いじめに係る行為を止めるための指導を実施している状態である。また、いじめが原因で被害児童生徒が不登校になっており、いじめにより心身の苦痛を感じている状態である。

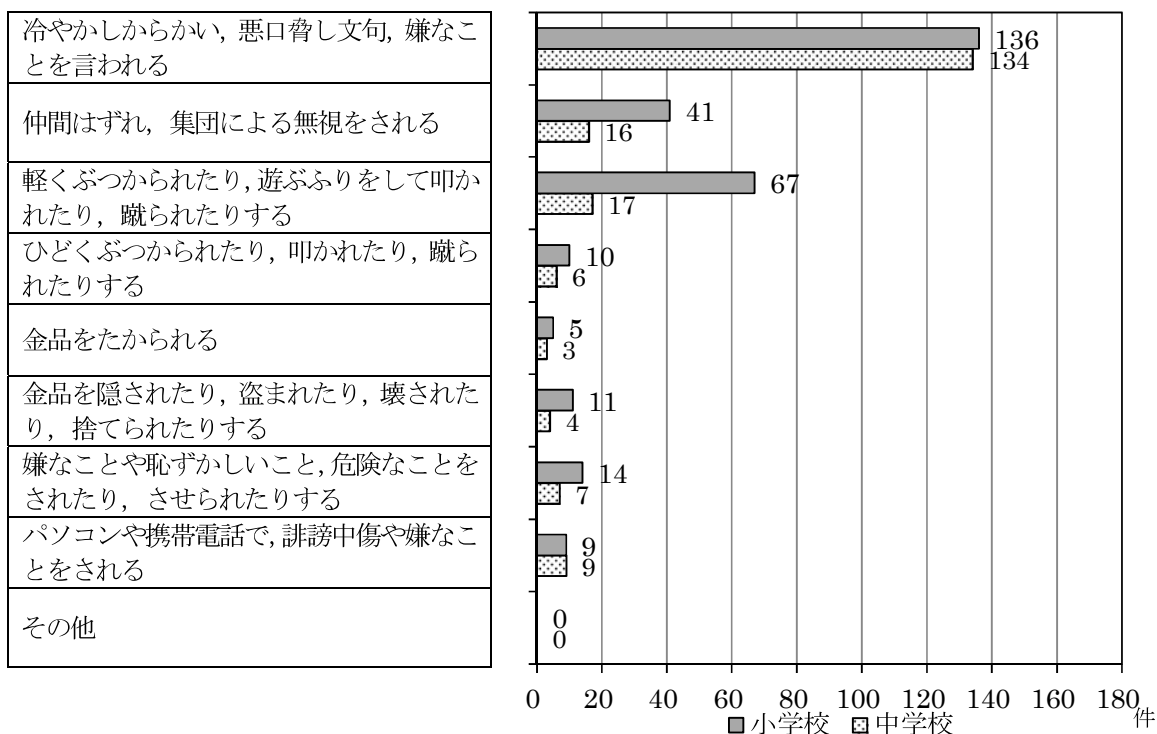
【その他】: 転校等

イ 解消率の推移



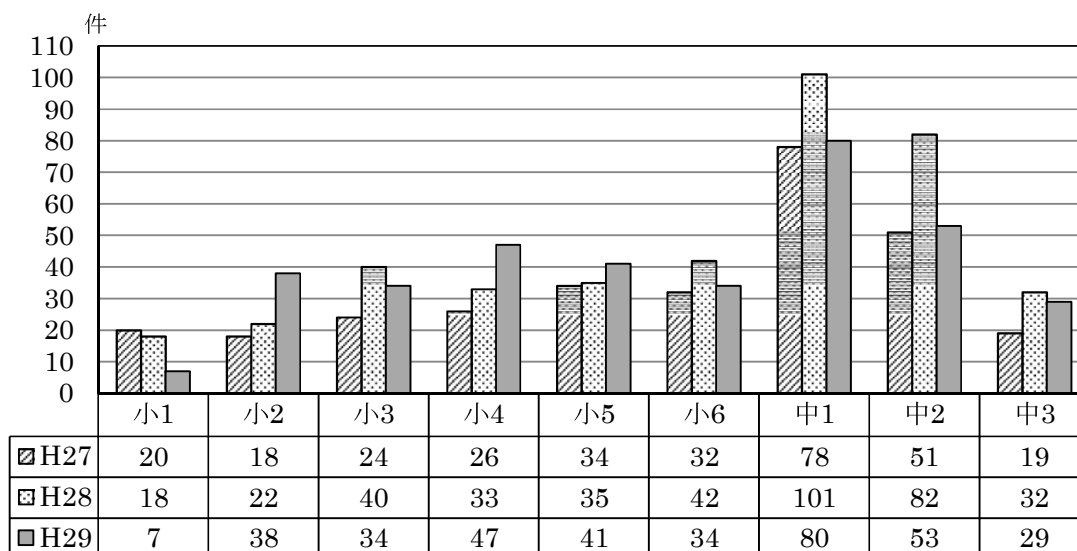
- ・ 平成28年度調査から、いじめが「解消している」状態について具体的な要件が示され、変更となったため（1の「※ 解消率について」を参照）昨年度同様、これまでと比べて低い値であった。また、2月に多くの発生件数のあった小学校においては、平成28年度から約8%低下した（次ページ(5)参照）。
- ・ 小学校では99.5%、中学校では全てが被害者へのいじめに係る行為が止んでいる状態であった。

(3) 態様別構成比 ※複数回答可



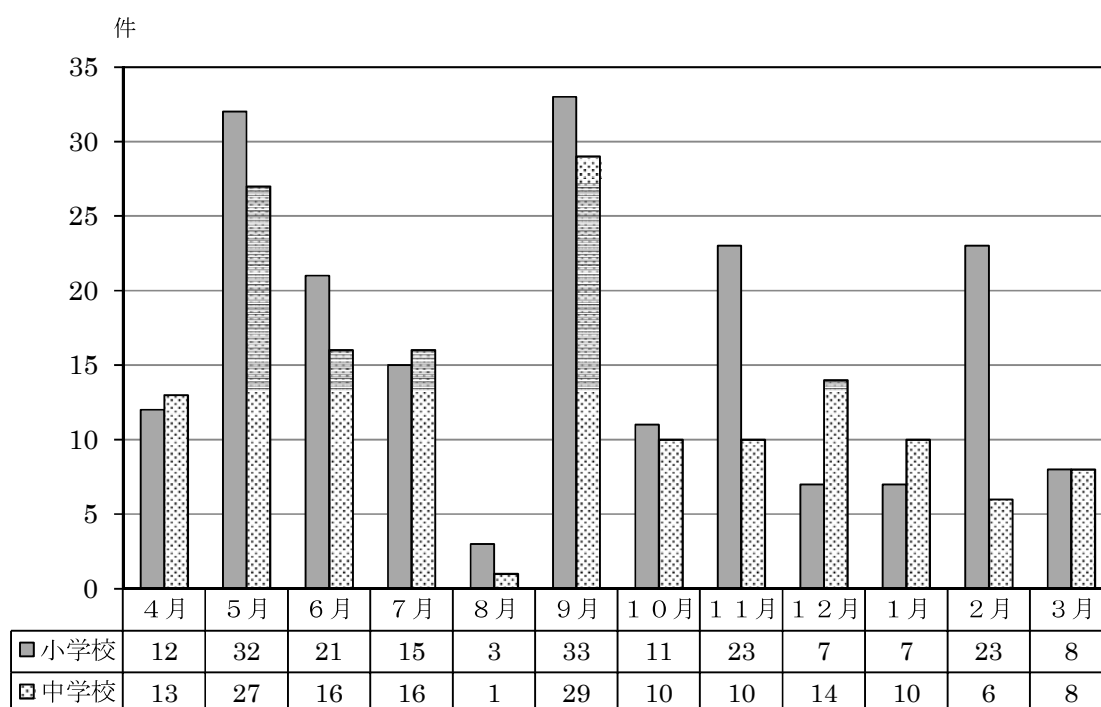
- ・ 「冷やかしからかい」などの言葉によるいじめの割合が、小学校では約46%、中学校では約68%と最も多くを占めており、これまでと同様の傾向が見られた。
- ・ ネットいじめは小学校では9件増加して9件、中学校では5件減少して9件であった。

(4) 学年別認知件数



・ 中学1年で大幅に増加するが、その後、減少していくというこれまでと同様の傾向が見られたことに加えて、小学校では小学4年をピークに減少傾向となった。

(5) 発生月別件数



・ 小学校では5・6・9月に多く発生するなどの例年の傾向に加え、11、2月にも多く発生した。
 ・ 中学校では5・9月に多く発生するといった、例年と同様の傾向が見られた。

3 調査結果の考察と今後の取組

(1) 考察

○ 未然防止への取組と積極的な認知について

- ・ いじめに対する教職員の意識が高まり、初期段階のいじめや早期に解決したいじめについても積極的に認知してきたため、ここ数年、認知件数は増加傾向にあったが、平成29年度は中学校において減少した。

⇒ 中学校における未然防止への取組が充実してきたことも減少の要因として考えられるが、引き続き、児童生徒の日々の様子を観察し、些細な兆候や言動を見逃すことなく、積極的に認知していくことが必要である。

○ 小学校における認知件数の増加について

- ・ 発達障がい疑われる児童によるいじめの加害件数が増加している。

⇒ 被害児童へのケアのみならず、加害児童に対しての、小学校低学年からの背景を理解した継続的な個に応じた指導を展開させることが重要である。

○ 言葉によるいじめについて

- ・ 冷やかしかからかいなどの言葉によるいじめの割合が、小学校で約46%、中学校で約68%となっており、依然として高い状況である。

⇒ 一般的に、いじめの初期段階においては言葉によるいじめの割合が多いことから、積極的認知により、早期発見に努めることができたと評価できる。しかし、早期発見のみならず、未然防止が重要なことから、友人への望ましい接し方や言葉遣いを身につけさせるための指導の充実を図ったり、相手への思いやりの心を育むことが必要である。

○ 長期休業前後のいじめについて

- ・ 例年、約半数のいじめが5・9月に集中していたところ、平成29年度においては、小・中学校共に約3割を占めていた。

⇒ 依然、5・9月におけるいじめの発生件数が多いことから、長期休業前後におけるいじめ根絶に向けた取組を、引き続き強化することが必要である。

○ ネットいじめについて

- ・ ネットいじめの認知件数は、平成27年度は7件、28年度は14件、29年度は18件と増加傾向にある。スマートフォン等の所持率が年々増加していることから、今後、ネットいじめの更なる増加が懸念される。

⇒ 「ネットいじめ等相談・パトロール」による早期発見と、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく未然防止に向けた取組など、一層の推進が必要である。

(2) 今後の取組

○ 初期段階からの組織的な対応の徹底

- ・ いじめの疑いがある場合は、迅速に管理職に報告し、各学校いじめ等対策委員会において組織的に事実確認や対応策の検討を行い、関係児童生徒や保護者と連携しながら解消を図る。

○ 言葉によるいじめの未然防止

- ・ 道徳や学級活動等の様々な機会を捉え、児童生徒自らがいじめに正面から向き合うことができるよう、議論などを行う機会や場を設定したり、児童生徒が相互に認め合う活動を充実させながら、思いやりの心や規範意識を育てる「心の教育」を推進するとともに、児童会・生徒会を中心としたいじめ根絶集会の実施など、児童生徒がいじめ根絶に向けた活動を主体的に行うことができるよう指導する。

○ 個に応じた指導の充実

- ・ 小中9年間の継続的な個に応じた指導の充実を図るため、各地域学校園児童生徒指導強化連絡会等を有効に活用し、小・中学校の教職員が連携して対応する。

○ 年度始や長期休業明けにおける対応強化の継続

- ・ 5月と9月（または10月）の「いじめゼロ強調月間」において、児童生徒主体の「いじめゼロ運動」を一斉展開して未然防止を図るとともに、アンケートや教育相談の実施時期を、各校においていじめの発生が多い月に行ったり、アンケートを記名式と無記名式を交互に行うなどして、

未然防止や早期発見に努める。

- 「ネットいじめ等相談・パトロール」の対応継続と「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組の推進
 - ・ 「ネットいじめ等相談・パトロール」を活用し、ネットいじめを抑止するための取組を継続させるとともに、「ノースマホデー」や「スマホ・ケータイ宮っ子ルール徹底週間」において、スマートフォン等の危険性や適切な使い方について一斉に指導するとともに、市PTA連合会等と連携し、保護者への啓発を強化する。